



奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書

奈良県（以下「甲」という。）と全国健康保険協会奈良支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、奈良県民（以下「県民」という。）の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、県民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、健康診査やがん検診の受診の促進、糖尿病や高血圧等の生活習慣病患者の早期治療の勸奨等、県民の健康づくりの推進に向けて、連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成23年1月6日から平成23年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙より終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本覚書の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月6日

甲 奈良県奈良市登大路町30

奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県奈良市大宮町7丁目1番33号
全国健康保険協会奈良支部

支部長 西本 稔